

○被留置者等の医療費及び健康診断料等の取扱いについて

昭和63年3月29日

埼例規第18号・会・留管・刑総

警察本部長

被留置者等の医療費及び健康診断料等の取扱いについて（例規通達）

被留置者及び警察において身体を拘束され留置施設に留置されていない者（以下「被拘束者」という。）の適切な処遇を図るため、みだしの取扱いを次のとおり定め、昭和63年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、警察に留置中の被疑者等の医療費の支払いについて（昭和43年埼例規第15号・刑総・会）は、廃止する。

記

1 医療費等の負担区分

被留置者及び被拘束者（以下「被留置者等」という。）に係る医療費等の負担区分は、次表のとおりとする。

区 分	医 療 費	健 康 診 断 料 等
被留置者等 が負担	(1) 被留置者が、医療機関又は医師を指定し、自費で治療を申し出た場合で、当該医療機関又は医師の診療を受けたときの医療費 (2) 被留置者等から疾病に関しない薬剤等（ビタミン注射、栄養剤等）の支給の求めがあった場合の、当該薬剤等の費用	被留置者等あるいはその家族が、医療機関又は医師を指定し、自費で健康診断を申し出た場合の健康診断料及び健康診断書料
警察（県） が負担	被留置者等が負担する医療費を除く、全ての医療費	刑事収容施設及び被留置者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第200条に規定する健康診断に伴う健康診断料及び健康診断書料並びに被拘束者の留置の適否を判断するために行う健康診断に伴う健康診断料及び健康診断書料

2 被留置者等が医療費等を自己負担する場合の措置

- (1) 被留置者等が、医療機関又は医師を指定し、自費で治療を申し出た場合は、保険に加入している者であっても、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条、健康保険法（大正11年法律第70号）第118条等の規定に基づき、保険給付は受けられないことを事前に納得させた上で治療を受けさせること。
- (2) 前記(1)により治療を受けさせる場合は、被留置者等の所持金について確認しておくとともに、医療機関又は医師に対して、医療費は被留置者等の負担であることを連絡すること。

3 警察（県）が医療費等負担する場合の措置

診療又は健康診断を実施した場合、被留置者については、埼玉県警察被留置者の留置に関する細則（平成26年埼玉県警察本部訓令第35号）の規定に基づき被留置者診療簿に記録しておくとともに、被拘束者については健康診断等実施報告書（様式）を作成させ、その状況を明確にしておくこと。

4 その他

必要により逮捕前に健康診断を実施した場合の、健康診断料及び健康診断書料は被留置者等に準じて負担することから、健康診断等実施報告書を作成させ、その状況を明確にしておくこと。

実施日

この例規通達は、昭和63年4月1日から実施する。

実施日（平成3年9月27日埼例規第51号・留管）

この例規通達は、平成3年10月1日から実施する。

実施日（平成7年3月27日埼例規第13号・務）

この例規通達は、平成7年4月1日から実施する。

実施日（平成8年9月12日埼例規第47号・務）

この例規通達は、平成8年9月12日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

実施日（平成13年4月27日埼例規第60号・留管）

この例規通達は、平成13年5月1日から実施する。

実施日（平成19年4月25日留管第320号）

この通達は、平成19年6月1日から実施する。

実施日（平成20年2月22日留管第106号）

この通達は、平成20年2月22日から実施する。

実施日（平成26年7月4日留管第625号）

この通達は、平成26年8月1日から実施する。

実施日（平成27年6月3日会第511号）

この通達は、平成27年6月3日から実施する。

実施日（令和3年3月30日務第670号）

1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式 (3、4 関係)

署 長	副 署 長	会 計 課 (係) 長	事 務 主 管 課 長

年 月 日

警察署長 殿

警 察 署

階 級

氏 名

健康診断等実施報告書

留置の可否を判断するため
逮捕する前
の健康診断等の実施状況は、次のとおりであった
ので報告します。

記

罪 名 _____

氏 名 _____

実施年月日 _____ 年 月 日

実施医療機関
(医 師) 名 _____

処方箋の有無 _____ 有 無

処方薬局名 _____

(注) 1 この報告書は、事件主管課で保管すること。

2 用途に従い、不用の文字は抹消して使用すること。